

はしがき

介護保険法の成立を契機として、社会福祉・社会保障は大きな転換を迎えた。措置から契約へ、財源は租税から保険方式へ、応能負担から応益負担へ、非課税世帯からの保険料・利用料徴収へなど。障がい者福祉領域ではさらに、生活施設の建設を進めてきた時代から、地域生活への移行が政策的課題として取り組まれるようになった。しかも、軽度者の生活施設利用は認められなくなるという方針が厚生労働省から出され、重度者を受け止める形で施設が温存されるのである。完全な施設解体でもなく、地域生活のための十分な条件も整備されていないのである。親亡き後の対策としても生活施設の建設を支持し、自らもその建設にかかわってきた親たちが、生活施設は必要悪であったと指摘され進むべき道を見出せないでいるのも当然であろう。障がい者福祉サービスが質的にも量的にも貧困であるにもかかわらず、障害者自立支援法の成立によってサービス利用には応益負担が採用された。選択肢が不十分であるにもかかわらず自己責任を旨とする自己選択を迫られ、自己負担が強いられるのである。障がいのある人やその家族は、さながら新自由主義という大海で基礎構造改革という荒波に翻弄される小舟のような存在であるかのようだ。

本書は現在進行している欺瞞に満ちた障がい者福祉改革の諸相と根本問題を取り上げ、その解決に向けた議論を始めることを目的としている。障がいのある人が障がいのあることを理由にして社会的に切り捨てられてきた歴史と決別し、年齢にふさわしく人として尊重されるための社会的方策・方向性を見出していかなければならないからである。

本書の構成は次のようになっている。

序章では、社会福祉の変質をねらった現段階の「改革」のあり方を取り上げた。生活問題解決の視点を法制度的に取り払う役割をもって公私分担

論が登場し、社会福祉の対象規定のあり方を変質させている。たとえば施設における食事の提供は生活問題解決の手法として位置づくものであるが、これを「自宅にいても施設にいても食事はだれもがとるのだから、私事として有料化するのには理にかなっている」という立論である。財源的裏づけのない「施設から地域生活へ」の移行を政策的に促しながら、親宅へ囲い込むような在宅生活への政策的誘導を指摘した。

第1章では、地域福祉の対象について取り上げた。本来、地域福祉の対象は地域住民の抱える生活問題であるが、それを法制度などで恣意的に制限列举し、政策立案者が認めた範囲内で地域福祉サービスの対象としているのである。地域福祉サービスは、地域住民が抱える生活問題よりもずっとせまい範囲しか対象としていないのだから、生活問題は家族を中心とした地縁血縁を利用して解決するよりほかはない。その重圧がさらなる生活問題を抱え込んでしまう現状を指摘した。

第2章では、行政と地域住民の協働による、生活問題解決を可能とする手法と分析視点について取り上げた。今日の社会福祉サービスの市場への開放を基調とした社会保障構造改革路線に対抗するには、数値目標を量的に積み上げていきさえすればそれでよいということにはならない。国家責任の解除を目的とする地域福祉計画に込められた国の政策的意図を読み取り、当事者・住民参画のもと、計画を対抗軸として位置づけていく取り組みについて考察した。

第3章では、生活施設か地域生活かにかかわらず、障がいのある人の人間的な暮らし方と自立に関する考え方について取り上げた。そこには、社会福祉援助を利用しながら自立した生活を送るという視点が重要となる。自立を支える諸条件と自立を阻害する法制度の問題について指摘した。

第4章では、就労の現状と課題について取り上げた。「障害者の雇用の促進等に関する法律」にもとづく一般雇用や、障がい者福祉関連法での福祉的就労の現状と課題について整理した。また、障害者自立支援法が求める就労支援の姑息さを批判し、障がいのある人が働くことの意味を発達の視点を含めて考察した。

第5章では、障がいのある人が働くことの意味と意義を、小規模作業所での実践を通して取り上げた。小規模作業所での労働は、障がいのある人が働くことの矛盾と困難から庇護される側面を強くもつが、一方では課題も多く抱えている。働くことと発達することの保障を同時にめざす援助のあり方について検討した。

第6章では、戦後一貫して採用され続けてきた施設入所中心の援助体系を取り上げ、評価すべき点について検討した。地域生活のための条件が極端に欠けている現状をみるならば、当面は生活施設が解体されることはないと判断できる。その際に重要なことは、人間的な暮らし方を保障するための諸条件の制度的設定である。

第7章では、デンマークを中心とした北欧の障がい者事情についてまとめた。この8年ほどの間に留学や短期的な滞在を重ねるなかで、筆者自身が北欧の施設「解体」と地域生活支援の現状について調査した最新の動向である。北欧の施設解体と地域生活支援の現実をみると、地域生活移行を謳う日本の障がい者福祉施策がいかに欺瞞に満ちたものであるかがわかっていただけたと思う。

第8章では障がいのある当事者と親、きょうだいのニーズについて取り上げた。ニーズには障がい種別それぞれに特質があるが、普遍的なものもある。そのため、障がい種別を超えて検討しなければならない視点を提示できるように心がけた。特に障がい者福祉政策における家族の位置や、ライフステージごとに生じるニーズの変化について検討した。

第9章では、障がい者問題領域における研究運動の意義と役割について取り上げた。研究運動は研究者が障がいのある人の要求運動に参画することとは異なる。研究活動を通して行う社会福祉運動は、要求運動を対象化、客観化する作業が必要となるからである。研究運動の現状をスナップ撮りするにとどまったが、社会福祉教育が資格制度を通して国家統制される状況も含めて批判的に検討した。

第10章では、戦後障がい者福祉の動向を俯瞰し、現在にいたるまでの障がい者福祉改革の変化を整理した。日本における障がいのある人の戦後史

は、障がいのある人に対する排除の歴史であったといっても過言ではない。しかし一方、諸権利を獲得し、拡大してきた解放へのみちすじでもあったといえよう。現段階は、社会福祉の諸改革により戦後民主主義の蓄積を土台から切り崩すような様相を呈している。しかしながらそれへの対抗の基軸が明確になれば、社会福祉の研究と運動は障がいのある人の生活が大きく改善されていくことに確信がもてるであろう。

最後になったが、本書を形にすることができたのは、学生時代に出会ったたけし君と日曜学校の子どもたち、様々な研究会や団体で学び合った障がいのある人たち、研究・要求運動や権利擁護活動の場で行動を共にしてきた仲間や当事者の親の皆さんの顔がいつも脳裏に浮かんでいたからである。心をこめて感謝の意を表したい。また、法律文化社編集部の田藤純子さんに感謝申し上げたい。年度当初には予期しなかった校務によって膨大な時間を使うこととなり、予定を大幅に遅れての入稿となったが、辛抱強く待っていただいたばかりでなく、多くの適切な助言をいただいた。

なお、本書は北九州市立大学学術図書刊行助成を受けて刊行することを記す。

2008年12月

小賀 久